

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害にかかる予防接種の取扱いについて

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の対象者であって、標記災害のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種や新型コロナ予防接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種や新型コロナ予防接種の実施を希望する場合には、当該居住地外市町村長による接種の実施について、下記に留意し、特段のご配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
また、新型コロナ予防接種については平時でも一定の要件に該当する場合は住所地以外の市町村での接種が可能であるところ、災害の被災者については住所地外接種届出を省略して住所地以外の市町村で接種を受けることも可能となっている。被災者の状況に応じて柔軟に対応すること。
2. 当該定期接種及び新型コロナ予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

以上